## 学校心理士資格取得について

「学校心理士」とは、学校生活におけるさまざまな問題について、アセスメント・コンサルテーション・カウンセリングなどを通して、子ども自身、子どもを取り巻く保護者や教師、学校に対して、「学校心理学」の専門的知識と技能をもって、 心理教育的援助サービスを行うことのできる方に対して、一般社団法人学校心理士認定運営機構(以下「機構」と称す)が認定する資格です。

「学校心理士」資格申請にあたっては、教育職員免許の専修免許状の有無などにより、多様な条件が設定されていますので、<u>申請手続きを含めた詳細は機構のホームページで予め</u>確認するようにしてください。

学校心理士認定運営機構ウェブサイト http://www.gakkoushinrishi.jp/

ここでは、機構が定める大学院前期博士課程在学中の者(「類型 1-見込み」)が申請する場合の概要を示します。

## 「学校心理士」の資格申請条件

- 1 申請時までに学校心理士に関する所定の科目を履修していること(別表、p76~79)
- 2 <u>大学院入学後</u>、1年以上の学校心理学に関する専門的実務経験を行い、大学院修了までにその実務経験が1年以上に達する見込みであること。(注)
- 3 大学院修了までに残りの科目と単位の修得が予定されている(履修届等で証明する)こと

(注)学校心理士に関する専門的実務経験とは、幼児・児童・生徒等の園生活や学校生活等における心理的・教育的問題に関して、学校心理学の視点に立った専門的な心理教育的援助サービスを常勤、非常勤を問わず、学校の教員や専門員として経験することです。

学校心理学に関する専門的実務経験の年数に関しては、常勤・非常勤を問わず、週3日以上(「類型1-見込み」は週2日以上」)勤務し1年間専門的実務経験を行った場合に、1年間の専門的実務経験とみなします。 また、週2日以下(「類型1-見込み」は週1日以下))の勤務の場合には、2年間の専門的実務経験をもって1年間の専門的実務経験とみなします。 この年数の算出にあたっては、半日勤務(実働(拘束)時間4時間以上)の場合にも、一日の勤務とみなします。ただし、ボランティアは認められません。

## 人間行動心理学専攻の学生へ

「その他の科目」の区分の科目は、「学校心理士」等の資格取得のみを目的として開講して 科目であるため、大学院の修了要件には含めることができません。